

WEEKLY REPORT



人類に
奉仕する
ロータリー

創立/1986年2月19日 (会長) 榑原 一久 (副会長) 月井 雅夫 (幹事) 細田 新子
例会場/〒171-8505 東京都豊島区西池袋1-6-1 ホテルメトロポリタン TEL 03-3980-1111
事務所/〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-14-101 TEL 03-3985-7577 FAX 03-3590-6644
HP <http://www.toshimah-rc.jp> E-mail info@toshimah-rc.jp

2016~2017 年度会長方針 「会員同士の親睦を深めて奉仕の理念を実践しよう」

第 1437 回例会

2016 年 9 月 21 日

本日のプログラム

例 会 12:30~13:30
卓 話: 永遠の課題 会員増強
東京恵比寿RC 会員増強委員長
松尾 通氏
(紹介者) 青少年奉仕委員長 林 文彦会員

次回のプログラム

例 会 12:30~13:30
卓 話: アトランタ国際大会の魅力 (仮称)
第2580地区 青少年奉仕委員会 副委員長
東京池袋西RC 青少年奉仕委員長
平井 憲太郎氏
(紹介者) 国際奉仕委員長 櫛田 隆治会員

今月のソングリーダー 涌井カテリーン会員

前回第1436回例会報告 2016年9月14日

会 長 報 告

- 10月1(土)・2日(日)にお台場センタープロムナードで開催される「グローバルフェスタ JAPAN2016」に国際ロータリー第2580地区が昨年に引き続き出展し、今年は地区クラブ奉仕委員会他、地区内委員会との共同出展とのことです。国際協力全般に関する広報をするイベントですが、今年は「ロータリーって何ですか?」をテーマに、地区内クラブの奉仕活動をメインに紹介するそうです。皆様ぜひご参加ください。
- 本日、練馬区江古田の児童養護施設「錦華学院」を吉田社会奉仕委員長、前川会員、細田幹事、有我会員、村中会員、月井会員で訪問いたしました。吉田社会奉仕委員長からもご報告があると思いますので、よろしく願いいたします。

幹 事 報 告

東京武蔵野ロータリークラブよりクラブ創立60周年記念事業として「奉仕を通じて実現する平和構築シンポジウム」のご案内が届きました。

日時は11月23日(水) 13:30~、会場は国際基督教大学(ICU) 東ヶ崎潔記念ダイアログハウス、参加費は無料、とのことです。ご興味のある方はぜひご参加ください。

委 員 会 報 告

佐藤親睦委員長

10月2日の移動例会の件。

吉田社会奉仕委員長

「錦華学院」訪問の件。

有我SAA

9月21日例会後のフリートークの件。

■ゲスト

沢部司法書士事務所

代表司法書士

沢部 隼様

■ビジター

東京練馬西RC

横山 晴夫様

東京板橋RC

平井 和成様

■出席報告

会 員	出席算入 会員数	出席数	欠席数	出席率	8月31日分 修正出席率
33名	29名	24名	5名	82.76%	79.31%

ニコニコ B X

稲川会員/急用のため例会を欠席します。

11月恒例の朝霞ジャンボリーでの豊球会の案内を、ゴルフをされるであろう方のボックスに入れさせていただきました。

多くの方のご参加をお待ちしております。よろしく願いします。

後継者に何を残せるか

～事業承継を考える～

沢部司法書士事務所 代表司法書士 沢部 隼氏



会社経営者様にとって、相続の問題と同時に事業承継の問題が大きな要素となります。ご自身の引退後、会社にどのようになって欲しいか、ご希望はございますか。その話はお子さんや、会社の役員の方々はご存知でしょうか。

事業承継の場合では、ただの相続としてだけではなく、事業をどうしたいのか、今後の会社経営についても考える必要があります。

I. 後継者問題

誰を後継者にするのか、事業承継を考える上で一番初めに整理する必要がある問題です。幸いにして、お子さんがいらっしゃる場合には、お子さんを後継者にしたい思いが強い方も多いのではないのでしょうか。お子さんを後継者にするのか、あるいは役員、従業員の中から適任を選ぶのか。以下、それぞれのメリット、デメリットをあげます。

(1) 長男等の親族

【メリット】

- ・経営者教育が簡単なこと
- ・相続による株の引継ぎにより、会社の所有と経営を分離しないで済むこと

【デメリット】

- ・相続により株の移転はできるが、遺留分の考慮が必要
- ・親族ゆえの適格性の判断の甘さ

(2) 親族以外の社員（役員）など

【メリット】

- ・いい人材を広く選べる

【デメリット】

- ・代表者が個人保証している債務を引き継げない可能性
- ・株式移転が後継者候補者の資金状況に左右されること
- ・親族の理解が得られないかもしれないこと

II. いくらかかるの相続税

経営権と資産（株式等）をいかにスムーズに後継者に引き継がせられるかが重要です。昨年1月1日から

相続税の計算方法が変わりました。

【3,000万円＋（600万円×相続人の数）】

つまり、相続人が3人の場合、4,800万円を超えた部分について税金がかかることとなります。預金、不動産などの資産に加え、自社の株式が高値の評価を受けてしまい、遺産評価が高値になることもあります。そのままでは、経営権を子供に移すために株式を相続させたくても相続税が払えなくなってしまうかもしれません。

相続税対策と一言に言ってもやり方はさまざまです。例えば、単純に110万円以下の株式を毎年贈与して少しずつ分配する方法、代表者の退職金を多くして、利益、純資産を減らすことで一時的に株価を下げ贈与してしまう方法などがあります。また、これらとは別に、経営者が後継者に株式を贈与または相続させる場合にのみ適用される税金の特例があります。

III. 経営権の分散

経営権を持つことは、株式を高い割合で保有していることが重要となります。何も対策をしない間に亡くなった場合、一人に株が集まるのではなく、相続人全員が法律で決められた割合によって相続することになります。

相続税対策と合わせて、遺言によって、誰に株式を相続させるのかを明らかにしておくリスクを減らすことができます。しかし、他の相続人には遺留分があり、この遺留分の規定があるために遺言を作成しても完璧とは言えない部分があります。

IV. 会社を継がせない選択

必ずしも後継者がいるとは限りません。どうしても継ぎたくない、継がせられないこともあるでしょう。ですが、会社には従業員の生活や、取引先の安定を考える必要もあります。また、引退後の資金を確保したい、そういった需要もあるはず。そのときの選択肢として、会社自体を売却し、優秀な会社・人材に託すこともあります。株式売却、合併などさまざまな方法が考えられます。

相続の現場から

【相続トラブルの例】

- ① 介護と相続のチグハグ
- ② 隠し子、あるいは前妻の子の存在
- ③ 好き勝手に言う相続人の配偶者の存在

これはほんの一例に過ぎません。自分の遺産をどうしてほしいのか、事前に説明し、かつ遺言に残しておくこうしたトラブルを避けることができます。また、まだ子供が幼いので、後継者にいったん兄弟を指名し、その後、子供に継がせたい、という要望は民事信託を利用することで狙った通りの結果をもたらすことができます。

事業を始めた、事業を継いだ方にとって、後継者の問題はずっとついて回る問題です。会社にかかわる皆さまにご理解頂き、さらに会社が発展されるようにスムーズな事業承継を行えるよう願っております。